

工事契約に際しての留意事項

1. 落札者は、落札後速やかに工事担当課と工期等の打合せを行い、その指示に従ってください。
2. 「契約書」及び「課税・免税事業者届出書」は、落札日（入札日）より7日以内（初日不算入・町の休日を除く）に、「契約保証書」（請負金額が500万円以上の工事の場合）を添えて、工事担当課に提出し、記載事項の確認を受けてください。
3. 「工事工程表」（請負金額が100万円以上の工事）「工事着手通知書」「現場代理人及び主任技術者選任通知書」及び、前払いがある場合の「前払金請求書」は、直接工事担当課に提出してください。
4. 請負金額が500万円以上の工事を受注した業者は、契約後1カ月以内に「建設業退職金共済証紙購入報告書」を提出してください。なお、受注業者が工事の一部を下請けに付し、下請業者が共済証紙を購入した場合には、その収納書も同時に提出してください。
また、変更契約により請負金額の増額があった場合、又は変更契約により請負金額が500万円を超えた場合にも提出してください。
5. 「変更契約書」「変更契約保証書」（銀行保証で、工期の変更があった場合）及び変更契約に係る「建設業退職金共済証紙購入報告書」は、工事担当課に提出し、記載事項の確認を受けてください。

契約書作成に際しての留意事項

1) 共通事項（契約保証金）

鏡（表紙）の「5. 契約保証金」の欄は次のとおり記入してください。

- ・ 500万円未満の工事 : 免除
- ・ 現金のとき : 現金の金額を記入する
現金のときは事前手続きが必要ですので、その旨事前に連絡ください。
- ・ 有価証券のとき : 担保(有価証券の提供)
ただし、小切手については、現金扱いとします。
- ・ 銀行又は保証会社の保証書のとき : 担保(銀行等の保証)
- ・ 損害保険会社の履行保証保険のとき : 免除(履行保証保険)
- ・ 損害保険会社の公共工事履行保証証券のとき : 免除(公共工事履行保証証券)

2) 建設リサイクル法関係

建設リサイクル法は、

建築物の解体工事なら「床面積 80㎡以上」

建築工事なら「床面積 500㎡以上の新築・増築工事」あるいは「請負金額 1 億円以上の改修工事」

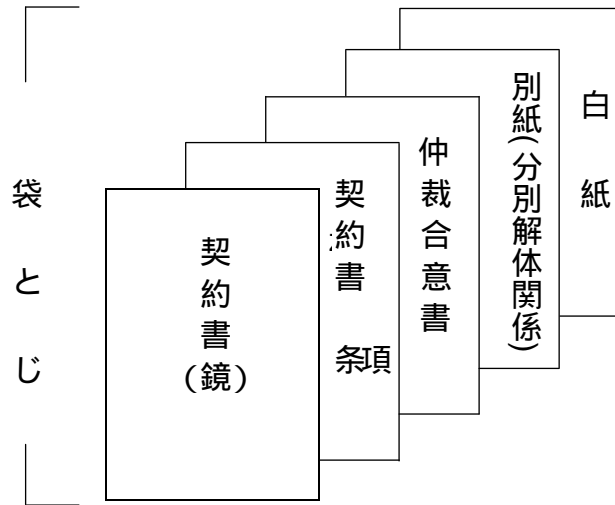
その他土木工事等なら「請負金額 500 万円以上の工事」が対象となります。

建設リサイクル法対象工事の場合

(1) 契約書の提出方法

契約書は、(別紙)に分別解体等の方法等について記載のち、工事担当課に提出し記載事項の確認を受けてください。

(2) 契約書の綴じ方



設計書(鏡)

上三川町建設工事請負契約書					収 入 印 紙
1. 工 事 名					
2. 工 事 箇 所					
3. 工 期	平成	年	月	日から	
	平成	年	月	日まで	
4. 請負代金額				円	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額					円)
5. 契約保証金				円	
6. 解体工事に要する費用等				別紙のとおり	
上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。					
この契約の証として本書二通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。					
平成 年 月 日					

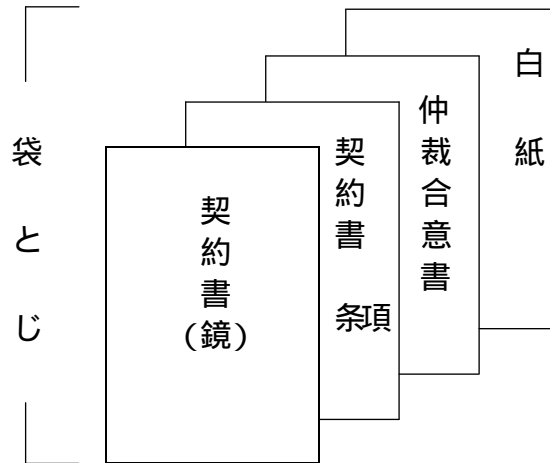
・「別紙」(3種類)は該当するもの 1つのみ綴り込み、袋とじしてください。

建設リサイクル法対象外工事の場合

(1) 契約書の提出方法

契約書は、工事担当課に提出し記載事項の確認を受けてください。

(2) 契約書の綴じ方



設計書(鏡)

・「建設リサイクル法」適用外の契約の場合は、次のように契約書(鏡)の訂正をしてください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">18</div> 字削除					訂正
<h2 style="margin: 0;">上三川町建設工事請負契約書</h2>					収入 印紙
1. 工事名					
2. 工事箇所					
3. 工期		平成	年	月	日から
		平成	年	月	日まで
4. 請負代金額				円	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額					円)
5. 契約保証金				円	
6. 解体工事に要する費用等					二重線で削除する
別紙のとおり					
<p>上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として本書二通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。</p> <p>平成 年 月 日</p>					

・「別紙」は添付ではなく、袋とじしてください。